

定年又は雇用期間を超えて本学の施設等の利用を前提として外部資金等を申請する場合の取扱いについて

平成23年3月29日

役員会決定

役職員が定年又は雇用期間を超えて本学の施設等の利用を前提として外部資金等を申請する場合は、あらかじめ下記の事項について学長と協議の上合意を得てから申請を行うものとする。

また、役職員以外の者が同様の申請を行う場合も同様とする。

記

協議事項

- (1) 研究予定場所及び使用予定設備等
- (2) 人件費を含む資金計画
- (3) その他本学において研究を行うために必要な事項